MARTEX®

【総則】
1　本保証は、本保証書添付の延長保証加入明細に記載された商品（以下「本商品」といいます）につき、本商品の延長保証期間中に故障が発生した場合、以下の条項に基づき、保証履行責任者である株式会社マーテックス（以下「マーテックス」といいます。）が無料修理を提供することをお約束するもので、修理に必要な技術料・部品代等を、直接金銭の提供によって保証するものではありません。
2　本商品の延長保証期間と保証上限金額は、商品のメーカー・種類ごとに別表の通り定めるものとします。
3　本保証における修理品の持込先（以下「修理持込先」といいます。）は、マーテックスコールセンターにて指定するものとします。
4　本商品のメーカー保証において、「出張修理対応」と定めている場合には、出張修理にて対応します。

【無償修理適用条件】
本商品の延長保証期間中に、本商品の取扱説明書および本体貼付ラベル等の注意書その他メーカー及び当社等の指定する条件に従った正常な使用状態で本商品に故障が生じた場合は、修理依頼先に本書をご提示のうえ、修理をご依頼ください（修理持込先が、お客様のお住まいのお近くにない場合には、マーテックスコールセンターにご連絡ください）。

【保証対象製品】
本保証の対象となる製品は、以下の要件をすべて満たす必要があります。
⑴ご購入金額 10,000 円（税別）以上の製品であること。
⑵対象商品のメーカー保証期間が 1 年以上の製品であること。
⑶日本国内で保証期間中の修理対応が可能であり、かつ製造事業者から部品の供給が受けられる製品であること。
⑷マーテックスが保証対象と認めた製品であること。

【お客様のご連絡義務】
1　次の場合は、ご購入の販売店またはマーテックスコールセンターへすみやかにご連絡ください。
⑴延長保証期間終了前に住所、電話番号又は氏名の変更があった場合。
⑵延長保証期間終了前に第三者へ本商品を譲渡又は贈呈された場合。
⑶本商品に対する代替品がメーカーより提供された場合。
2　前各項に関してご連絡いただけない場合は延長保証期間中であっても、本保証の対象とならない場合がございますのでご了承ください。

【修理不可の場合の対応】
1　次の各項に該当する場合は、マーテックスは修理履行の責任を免除され、ご購入金額（税込）の範囲内で同機種又は同等品（メーカーを問わない）を代替品として提供することで修理履行の責任に代わるものとし、当該代替品の提供を以て本保証を終了出来るものとします。
⑴本保証による 1 回の修理料金（税込）が本商品の別表に定める保証限度額（税込）を超過する場合
⑵当該メーカーの保守部品供給終了による修理不能、かつ、当該メーカーより修理品の代替品が提供されない場合。
⑶本保証による修理の結果、不具合の原因が判明せず改善されない場合。
2　前項による代替品の提供後は、お客様の本商品（未修理品）に対する所有権は、放棄されるものとします。但し個別の事情、又は法令等の定めにより、代替品引き渡し後の本商品の所有権を、お客様が引き続き保有することを認める場合があります。

MARTEX®

【保証対象外となる場合】
次の場合は、延長保証期間中でも本保証の対象とはなりません。
⑴本書のご提示がない場合（出張修理品の場合は、保証番号のご通知がない場合）。
⑵本保証のお申込時および保証修理の履行中において、マーテックスが保証修理の履行に必要な事項の記載またはご申告がない場合、あるいは内容が虚偽又は不十分もしくは不正確だった場合。
⑶本商品のメーカー保証期間中におけるメーカー保証規定において、保証の対象とならない故障又は不具合。
⑷本商品の機能回復に必要な作業や調整であっても、部品交換を伴わない場合（クリーニング、初期化、アプリケーションのインストール、機器の設置・取付作業等）。
⑸本商品のメーカー保証期間中におけるメーカー保証規定において、消耗品の交換と定められている作業（バッテリー、インクカートリッジ等お客様で交換可能な消耗品交換である場合）。
⑹本商品のメーカー保証期間中におけるメーカー保証規定において、付属品類とされている部位の故障または不具合（ケース、ストラップ、レンズキャップ、コード・ケーブル類等）
但し、ご購入時に商品本体と同梱されて販売されている以下の付属品については保証対象とします。（ディスプレイ、スピーカー、キーボード、マウス、AC/充電アダプタ、本体外付けの磁気/光学記録デバイス機器、リモコン、チューナー）。
⑺ソフトウェア、周辺機器、アクセサリー等、本商品の本体以外の商品に生じた故障又は損傷。
⑻本商品の付属品類以外の商品の取付、接続ないしはそれらの故障に起因した本商品及びその付属品類の故障又は損傷。
⑼お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた本商品の故障又は損傷。
⑽本商品を一般家庭ではなく事務所や工場などにおいて業務用として使用した場合。
⑾本商品の経年劣化に伴う液晶画面の照度低下、ドット欠落等、経年劣化により生じた不具合等。
⑿直接または間接であるかを問わず、次に掲げる事由によって生じた本商品の故障又は不具合。
①使用上の不注意、故意・重過失または第三者の加害行為による損害（落下、衝撃、冠水、液体こぼれ、電池漏液等）
②保管・使用上の管理不備によって生じた故障、錆、カビ、ホコリ、傷等。
③筐体上の消耗・摩滅・破損・変質・変形・変色・腐食・緩み・外れ・欠損、その他類似の事由（電池蓋の爪折れ、レール破損、キートップはずれ、ヒンジ部破損、コネクター・DC ジャック類の破損等）。
④取扱説明書記載以外の用途や方法による使用により生じた故障や不具合。
⑤メーカーの指定する部品及びマーテックスが承認した部品以外の部品を使用した修理および改造に起因し生じた故障や不具合。
⑥BIOS・ファームウェア アップデート等、他の設定作業で発生した故障ないしは不具合。
⑦機能上に支障のない筐体の変色・変質・変形等。
⑧地震・噴火・津波・地殻変動・地盤沈下・風害・水害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害および電圧の変異により生じた故障または不具合。
⑨火災・漏水・爆発や外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶発かつ外部からの事由、又はほこり、虫等の侵入に起因する故障または不具合。
⑩核燃料物質（使用済燃料を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物資の影響により生じた放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故による損害。
⑪戦争の勃発および外国の武力行使・革命・内乱その他類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の集団行動によって全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）により生じた損害。
⑫本商品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコール原因となった部位に起因する故障または不具合。
⑬修理のご依頼が延長保証期間終了後（ご購入日から保証書記載の保証年数が経過した日の、ご購入販売店の営業時間終了後）になされた場合。

MARTEX®

【保証対象外の損害】
次の損害は本保証の対象とはなりません。
⑴本商品の故障又は不具合に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡を含みます）。
⑵本商品の故障又は不具合に起因して他の物品（ソフトウェアを含みます）に生じた故障もしくは不具合等の損害。
⑶本商品の故障又は不具合に起因して、本商品およびその他の製品が使用できなかったことによって生じた損害。
⑷本商品の故障又は不具合に起因して本商品の設置・脱着の為に要した費用ならびに故障した部位または本体の廃棄・リサイクルに要した費用。
⑸マーテックスの指定する修理事業者による診断の結果、故障および不具合内容が再現しない場合、又は本保証対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理見積費用ならびに部品代、修理技術料、出張費、物流費。

【解約】
本保証はマーテックスコールセンターへお申し出いただき弊社所定の手続きをいただくことにより解約することができます。解約に際し、以下に定める区分に従って、返金を受けることができるものとします。

保証加入からの経過日数	返金金額		
	3年延長保証	5年延長保証	7年延長保証
1年以内	保証料の50%	保証料の50%	保証料の50%
2年以内	〃 20%	〃 30%	〃 40%
3年以内	〃 0%	〃 20%	〃 30%
4年以内	—	〃 10%	〃 20%
5年以内	—	〃 0%	〃 10%
6年以内	—	—	〃 0%
7年以内	—	—	〃 0%

返金はご申告いただいたお申し出人の銀行口座へ振込での返金となりますが、振込手数料は送金金額から差し引きさせていただくものとします。尚、解約お申し出の際、既に修理保証サービスを受けられた（または修理依頼中の）場合は、返金は行いません。

【責任の不存在】
マーテックスは本商品のメーカー、販売者、輸入者、加工業者ではなく、製造物責任法第３条その他の同法に基づく責任を負うものではありません。

【管轄裁判所】
本保証に関して生ずる一切の法的紛争の解決は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

【その他】
⑴本保証は日本国内においてのみ有効とします。
⑵故障および損害の認定等についてマーテックスとお客様の間で見解の相違が生じた場合、マーテックスは中立的な第三者の意見を求めることがあります。

2012.12.1 第２版作成

MARTEX®

【別表】

MARTEX　修理延長保証約款　総則2項の保証期間は、以下のとおりとする。

「パソコン・黒物家電」

1.　保証期間　2年　（メーカー保証1年＋**延長保証１年**）の製品

（1）保証開始日

製品購入日で販売店での購入証明等による確認が出来るもので、以下の期日をいう。

メーカー保証期間終了の翌日

（2）修理上限金額

購入金額の100%　または10万円のいずれか低い額とする。

（3）対象製品

・Windows PC　・Apple PC　・タブレット PC　・映像関連　・カメラ関連　・オーディオ関連
・情報家電関連　・プリンター/スキャナー　・DS シリーズ/PSP　・Wii/PS3

2.　保証期間3年（メーカー保証1年＋**延長保証２年**）の製品

（1）保証開始日

製品購入日で販売店での購入証明等による確認が出来るもので、以下の期日をいう。

メーカー保証期間終了の翌日

（2）修理上限金額

購入金額の100%または10万円のいずれか低い額とする。

（3）対象製品

・Windows PC　・Apple PC　・タブレット PC　・映像関連　・カメラ関連　・オーディオ関連
・情報家電関連　・プリンター/スキャナー　・DS シリーズ/PSP　・Wii/PS3

以上